平成２７年（フ）第１０６号
新潟市東区臨港１丁目８番39号　メゾンリーザ101、前住所新潟市南区戸頭1033番地１ブルーフェアリー202号
債務者　土田　武彦
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０７号
新潟市江南区曽野木１丁目21番１―14号
債務者　奥村カツ子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
新潟市中央区鳥屋野２丁目16番７号　ルーラル鳥屋野211号室、住民票上の住所新潟市東区猿ヶ馬場２丁目３番１号
債務者　鈴木　敏毅
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
新潟市西区青山２丁目６番９号　リバティープラザ青山203号、前住所新潟市西区坂井１丁目２番２号　サニーハイツＶ102号
債務者　仲田　美和（旧姓猪爪）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地１ヴィラ・サンライズ緑台303号
債務者　宮島佳央理
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７７号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地１ヴィラ・サンライズ緑台303号、従前の住所石川県白山市八ツ矢町６番地８
債務者　宮島　佑介
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７９号
金沢市八日市３丁目478番地　エミネンスコート八日市302号、従前の住所石川県白山市福留町183番地22
債務者　堂前　祐次
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８０号
金沢市八日市３丁目478番地　エミネンスコート八日市302号、従前の住所石川県白山市福留町183番地22
債務者　堂前　千恵
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
石川県白山市月橋町ト87番地
債務者　**西**谷内　大
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
福井県敦賀市松葉町15―303、住民票上の住所福井県敦賀市松葉町21番５号
債務者　熊谷　惠吾
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３７１号
名古屋市中川区東中島町２丁目１番地　市営中島荘３棟1205号
債務者　池内チエミこと　イケウチ　アンドレア　チエミ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３号
三重県鈴鹿市十宮４丁目13番20号
債務者　永戸　一成
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５７号
三重県津市香良洲町6530番地１　ミエコーティングＮＯ６社宅アパート13、前住所三重県津市香良洲町6602番地２
債務者　デ　オリベイラ　ファビオ　カシミロこと　ＣＡＳＳＩＭＩＲＯ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＦＡＢＩＯ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
三重県津市白塚町58番地３　白塚団地２号館304号
債務者　和田　美保
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
三重県津市南中央４番15号　スカイファイブ303、前住所三重県津市城山１丁目31番３号
債務者　小林　麻美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
津地方裁判所破産係